



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**規 則**

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 1

**告 示**

- 区営土地改良事業施行の認可（村づくり計画課） ..... 1
- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課） ..... 2
- 指定管理者の指定（ものづくり振興課） ..... 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） ..... 2

**公 告**

- 開発行為に関する工事の完了・11件（中部土木事務所） ..... 2

**教育委員会事項**

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則 ..... 5
- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 ..... 6
- 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 ..... 7
- 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 ..... 14
- 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 15

**海区漁業調整委員会事項**

- 漁業法に基づく指示事項 ..... 16
- 沖縄海区漁業調整委員会運営等規程の一部を改正する告示 ..... 22

## 規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第4号

#### 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第212条の2第2項の表沖縄県工芸振興センターの項中「南風原町」を「豊見城市」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

令和4年2月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 天底第2地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 令和4年2月10日

**沖縄県告示第50号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年2月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 今帰仁村土地改良区地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 認可年月日 令和4年2月10日

**沖縄県告示第51号**

おきなわ工芸の杜<sup>もり</sup>の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）附則第2項の規定によりその例によることとされている同条例第6条の規定により、おきなわ工芸の杜の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年2月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 おきなわ工芸の杜共同企業体
  - 代表者 株式会社沖縄TLO 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内
  - 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

**沖縄県告示第52号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和4年2月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 西原町字千原1番1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和4年2月7日 沖縄県指令土第93号

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月22日 沖縄県指令中土第1304号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原榕原228番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原486番地2 シャトレMAESHIRO202号 松田 建一
- 5 検査済証番号 令和3年9月2日 C第528号
- 6 工事完了年月日 令和3年8月10日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月3日 沖縄県指令中土第118号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字兼久古川原156番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝736番地の3 メゾン白川302号 新垣佑弥
- 5 検査済証番号 令和3年9月10日 C第529号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月1日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月26日 沖縄県指令中土第235号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜被留原842番10及び842番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原778番地ウィンドヒル201号 小林功
- 5 検査済証番号 令和3年9月10日 C第530号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月1日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月26日 沖縄県指令中土第966号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長東111番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長146番地直レジデンスⅡ103号 慶田元聖、西原町字翁長146番地直レジデンスⅡ103号 慶田元理沙
- 5 検査済証番号 令和3年9月17日 C第531号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月15日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月27日 沖縄県指令中土第221号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字屋宜原西前原650番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字島袋808番地3レイクビューL-9 佐次田将太
- 5 検査済証番号 令和3年9月29日 C第532号
- 6 工事完了年月日 令和3年8月16日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月26日 沖縄県指令中土第965号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地幸地89番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市赤嶺1丁目9番地4アーバンファミリーさかえ201 池ノ上翼
- 5 検査済証番号 令和3年10月1日 C第533号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月6日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月4日 沖縄県指令中土第132号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長桃原177番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字経塚856番地2ハマテラス202号室 山川宗潤、浦添市字経塚856番地2ハマテラス202号室 山川亜紀子
- 5 検査済証番号 令和3年10月12日 C第534号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月1日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月17日 沖縄県指令中土第987号、令和3年5月20日 沖縄県指令中土第466号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字大城門田原202番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市長田三丁目23番16-101号ヴェルデカーザ 知念臣一郎、宜野湾市長田三丁目23番16-101号ヴェルデカーザ 知念玲子
- 5 検査済証番号 令和3年10月15日 C第535号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月5日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年12月12日 沖縄県指令中土第1489号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間桃原229番及び230番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市泡瀬三丁目35番7号グランデアスル3-B 奥田良忠芳
- 5 検査済証番号 令和3年10月29日 C第536号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年4月20日 沖縄県指令中土第835号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田上池田46番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原六丁目8番2-201号UNTマンション 伊佐幸二
- 5 検査済証番号 令和3年11月9日 C第537号
- 6 工事完了年月日 令和3年8月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月2日 沖縄県指令中土第971号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間浜原971番1及び971番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北浜325番地11 樺山昭次郎
- 5 検査済証番号 令和3年11月17日 C第538号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月29日

## 教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

### 沖縄県教育委員会規則第1号

#### 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「学校予算班 教育支援班」

を

「教育支援班 学校支援班 生徒支援班」

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第47条の2」に改める。

第20条を次のように改める。

（入学の手續）

第20条 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、誓約書兼保証意思確認書（第6号様式）、住民票の謄本その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

第24条の見出し中「保護者及び」を削り、同条第1項を次のように改める。

入学しようとする者は、保護者等（保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）その他の学校に対して生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）のもとから通学できない状況にある場合は、保証人を立てるものとする。

第24条第2項及び第3項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項、第46条第1項及び第3項並びに第47条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第3章中第47条の次に次の1条を加える。

（成年者の特例）

第47条の2 成年者に係る第24条第1項から第3項まで、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項、第46条第1項及び第3項並びに第47条の規定の適用については、第24条第1項中「入学しようとする者は、保護者等（保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）その他の学校に対して生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）のもとから通学できない状況にある場合は」とあるのは「入学しようとする者は」と、第24条第2項中「保護者等とともに生徒」とあるのは「生徒」と、同条第3項中「保護者等若しくは保証人」とあるのは「保証人」と、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項及び第46条第1項中「保護者等」とあるのは「保証人」と、同条第3項中「保護者等」とあるのは「遺族」と、第47条中「保護者等及び保証人」とあるのは「保証人」とする。ただし、当該成年者が誓約書兼保証意思確認書を提出した日において18歳未満である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該成年者の保護者等であった者は、なお保護者等であるものとみなす。

第63条第3項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第20条関係）

誓約書兼保証意思確認書

沖縄県立 高等学校長 殿

私は御校入学の上は、校則及び諸規則をよく守り、生徒の本分を尽くすことを誓います。

年 月 日

本人  
住所

(ふりがな)

氏名

年 月 日生

上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓約します。また、入学料、授業料及び受講料の納付については、金 円を限度に本人と連帯して保証します。

年 月 日

保護者等

	住 所 _____ 電話 ( _____ )
	職 業 ( _____ ) 本人との続柄 ( _____ )
	氏 名 _____
	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
<p>上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓約します。</p>	
	保証人
	住 所 _____
	氏 名 _____
	_____ 年 _____ 月 _____ 日生

(A4判)

注 保護者等又は保証人に係る記載が不要である場合には、適宜修正すること。

第7号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第8号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第9号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第10号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第11号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第12号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第13号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第14号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第15号様式中「保護者氏名 \_\_\_\_\_」を「保護者等氏名 \_\_\_\_\_」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

**附 則**

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

**沖縄県教育委員会規則第3号**

**沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則**

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第8条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2学期に分けることができる。

前期 4月1日から10月10日まで

後期 10月11日から翌年3月31日まで

第17条第1項中「保護者」の次に「（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を加える。

第18条を次のように改める。

（入学の手続）

**第18条** 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、誓約書（第6号様式）、住民票の謄本その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

第21条の見出し中「保護者及び」を削り、同条第1項を次のように改める。

入学しようとする者は、保護者等（保護者その他の学校に対して幼児又は児童生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）のもとから通学できない状況にある場合は、保証人を立てるものとする。

第21条第2項及び第3項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項並びに第29条第1項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第33条第2号中「修得」を「履修」に改める。

第34条第1項中「課程」を「教育課程」に改める。

第36条第1項、第37条第1項、第41条第1項及び第3項並びに第42条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第3章中第42条の次に次の1項を加える。

（成年者の特例）

**第42条の2** 成年者に係る第21条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第41条第1項及び第3項並びに第42条の規定の適用については、第21条第1項中「入学しようとする者は、保護者等（保護者その他の学校に対して幼児又は児童生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）のもとから通学できない状況にある場合」とあるのは「入学しようとする者」と、同条第2項中「保護者等とともに幼児又は児童生徒」とあるのは「生徒」と、同条第3項中「保護者等若しくは保証人」とあるのは「保証人」と、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第36条第1項、第37条第1項及び第41条第1項中「保護者等」とあるのは「保証人」と、同条第3項中「保護者等」とあるのは「遺族」と、第42条中「保護者等及び保証人」とあるのは「保証人」とする。ただし、当該成年者が誓約書を提出した日において18歳未満である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該成年者の保護者等であった者は、なお保護者等であるものとみなす。

第59条第3項中「保護者」を「保護者等」に改める。

別表第1 沖縄県立美咲特別支援学校の項を次のように改める。

沖縄県立美咲特別支援学校	沖縄市美里	知的障害	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
美里高等学校分教室	沖縄市松本	知的障害	高等部		3年	普通科
総合教育センター分教室	沖縄市与儀	知的障害	高等部		3年	普通科



第6号様式から第14号様式までを次のように改める。

第6号様式（第18条関係）

誓約書	
沖縄県立____学校長 殿	年 月 日
	____部 ____科 ____歳児 第 ____ 学年 幼児・生徒名 _____
上記の者の在学中は、教育方針に従い、諸規則を守らせ、本人に関する全ての責任を負うことを誓います。	
	保護者等 住 所 _____ 氏 名 _____ （幼児・生徒との続柄） _____
	保 証 人 住 所 _____ 氏 名 _____ （幼児・生徒との続柄） _____

(A4判)

注 1 幼稚部については、科を除く。

2 保護者等又は保証人に係る記載が不要である場合には、適宜修正すること。

第7号様式（第22条関係）

転学願	
沖縄県立____学校長 殿	年 月 日
	____部 ____科 ____歳児 第 ____ 学年 幼児・児童・生徒氏名 _____ 保護者等氏名 _____
下記のとおり転学したいので、許可をお願いします。	
記	
転学先 _____ 学校	
事由 _____	

(A4判)

注 1 幼稚部・小学部・中学部については、科を除く。

2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第8号様式（第23条関係）

転科願	
沖縄県立____学校長 殿	年 月 日

高等部 \_\_\_\_\_ 科第 \_\_\_\_ 学年  
 生徒氏名 \_\_\_\_\_  
 保護者等氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり転科したいので、許可をお願いします。

記

転科先            科第    学年

事由

(A 4判)

注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第9号様式 (第24条関係)

退学願

年    月    日

沖縄県立\_\_\_\_学校長 殿

\_\_\_\_部 \_\_\_\_\_科 \_\_\_\_\_歳児  
 第 \_\_\_\_ 学年

幼児・生徒氏名 \_\_\_\_\_  
 保護者等氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり退学したいので、許可をお願いします。

記

期日            年    月    日

事由

(A 4判)

注 1 幼稚部については、科を除く。

2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第10号様式 (第25条関係)

留学願

年    月    日

沖縄県立\_\_\_\_学校長 殿

高等部 \_\_\_\_\_ 科第 \_\_\_\_ 学年  
 生徒氏名 \_\_\_\_\_  
 保護者等氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり留学したいので、許可をお願いします。

記

期間            年    月    日 から            年    月    日 まで

留学先 国名  
学校名

留学の目的

(A 4判)

注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第11号様式 (第26条関係)

休学願

年 月 日

沖縄県立\_\_\_\_学校長 殿

高等部\_\_\_\_\_科第\_\_学年

生徒氏名\_\_\_\_\_

保護者等氏名\_\_\_\_\_

下記のとおり休学したいので、許可をお願いします。

記

期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

事由

(A 4判)

注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第12号様式 (第27条関係)

休学取消願

年 月 日

沖縄県立\_\_\_\_学校長 殿

高等部\_\_\_\_\_科第\_\_学年

生徒氏名\_\_\_\_\_

保護者等氏名\_\_\_\_\_

年 月 日から 年 月 日 まで のため休学していましたが、下記のとおり  
その事由が消滅したので、休学の取消しをお願いします。

記

期間 年 月 日

事由

(A 4判)

注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第13号様式 (第28条関係)

復学願

<p>沖縄県立____学校長 殿</p> <p>____年 ____月 ____日から</p> <p>____高等部____科第____学年</p> <p>生徒氏名_____</p> <p>保護者等氏名_____</p> <p>____のため休学していましたが、下記のとおり復学 したいので、許可をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>期間 ____年 ____月 ____日</p> <p>事由</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
---	---

(A 4判)

注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第14号様式 (第29条関係)

再入学願	
<p>沖縄県立____学校長 殿</p> <p>____部____科____歳児 第____学年</p> <p>幼児・生徒氏名_____</p> <p>保護者等氏名_____</p> <p>下記のとおり再入学したいので、許可をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>期日 ____年 ____月 ____日</p> <p>事由</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>

(A 4判)

注 1 幼稚部については、科を除く。

2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第15号様式注を次のように改める。

注 小学部及び中学部については、科を除く。

第16号様式注2中「高等部」の次に「専攻科」を加える。

第17号様式から第20号様式までを次のように改める。

第17号様式 (第35条関係)

割印	証 第 号
卒業証明書	

	氏 名 年 月 日生
上記の者は、 年 月 日本校 部 科を卒業したことを証明する。	
年 月 日	
沖縄県立____学校長 氏 名 <input type="checkbox"/>	

(A 4判)

注 小学部及び中学部については、科を除く。

第18号様式 (第35条関係)

割印	証 第 号		
修了証明書			
		氏 名 年 月 日生	
上記の者は、 年 月 日本校 部 科を修了したことを証明する。			
年 月 日			
沖縄県立____学校長 氏 名 <input type="checkbox"/>			

(A 4判)

注 1 幼稚部については、科を除く。

2 高等部専攻科については、科の次に学科名を加える。

第19号様式 (第35条関係)

割印	証 第 号		
在学証明書			
		住所 氏名 年 月 日生	
上記の者は、本校 部 科第 学年に在学していることを証明する。			
年 月 日			
沖縄県立____学校長 氏 名 <input type="checkbox"/>			

(A 4判)

注 1 幼稚部については、「 科第 学年」を「第 歳児」とする。

- 2 小学部及び中学部については、科を除く。
- 3 高等部専攻科については、科の次に学科名を加える。

第20号様式（第35条関係）

学業成績証明書													
高等部 全日制課程				科				年 月		卒業 修了			
氏名													
教科	科目	第1学年				第2学年				第3学年			
		評定	授業時数	出席時数	単位数	評定	授業時数	出席時数	単位数	評定	授業時数	出席時数	単位数
国語													

上記のとおり証明する。  
年 月 日

沖縄県立\_\_\_\_学校長 氏 名 印  
 記載責任者 氏 名 印

(A4判)

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条第2号及び第34条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 令和4年4月1日

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年2月25日

沖縄県教育委員会  
 教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島尻学区の部島尻特別支援学校（真和志高等学校分教室を除く。）（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中「及び那覇市」を「、那覇市」に、「及び安岡中学校区域」を「、安岡、寄宮、古蔵、仲井真及び首里中学校区域に限る。）及び豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域）に改め、同部島尻特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中

「南城市（南城市立久高中学校区域を除く）」	「南城市（南城市立久高幼稚部）及び豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域）を除く。」
-----------------------	---

く。)と、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域を除く。)と、糸満市

を

く。)と、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域を除く。)と、糸満市

(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。)を加える。

に改め、同表

島尻学区の部西崎特別支援学校の項中

那覇市(那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。)と、豊見城市(豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。)と、糸満市

を

那覇市(那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。)と、豊見城市(豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。)と、糸満市

幼稚部にあつては、那覇市(那覇市立鏡原中学校区域に限る。)を加える。

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年沖縄県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

舎室に入舎しようとする者は、入舎の許可を受けたときは、入舎の日までにその保護者等(保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)その他のセンターに対して舎室に入舎している者(以下「舎生」という。))に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。)と連署した誓約書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、入舎を許可された者が独立の生計を営む成年者であるときは、入舎を許可された者が署名した誓約書を提出することをもって足りる。

第12条第2項中「舎室に入舎した者(以下「舎生」という。))」を「舎生」に、「前項の保護者」を「保護者等」に、「保護者と」を「保護者等と」に改め、同条第3項中「前2項の保護者」を「保護者等」に改める。

第14条中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第1号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

第2号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 病気、けが等緊急時に対応できる方の連絡先をできるだけ記載してください。

第5号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

第6号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

2 退学理由は、卒業、休学、留学、退学、アパート等への引っ越し等理由を記入してください。

第7号様式中 「保護者」 を 「保護者等」 に改め、同様式注を次のように改める。

- 注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。  
 2 理由は詳細に記入し、理由を証する証明書を添付すること。

第9号様式中 「保護者」 を 「保護者等」 に改め、同様式注を次のように改める。

- 注 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。  
 2 使用料を納付したことを証明する領収書を添付すること。

第10号様式中 「保護者」 を 「保護者等」 に改め、同様式注中3を4とし、2を3とし、同様式注1

中「保護者」を「保護者等（本人が独立の生計を営む成年者であるときは、本人）」に改め、同様式注1を同様式注2とし、同様式注1として次のように加える。

- 1 本人が独立の生計を営む成年者であるときは、保護者等の欄の記載は、不要である。

**附 則**

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

## 海区漁業調整委員会事項

**沖縄海区漁業調整委員会指示4第2号**

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年2月25日

沖縄海区漁業調整委員会  
 会長 上 原 亀 一

（自主調整協議会の設置）

第1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 協議会は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）に登録された者により構成する。

（協議会への加入）

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人（以下「構成員」という。）により組織され、構成員が特定できる者であること。



- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
  - (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
  - (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。
- 2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。
- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
  - (2) 構成員の氏名及び住所（構成員が団体である場合にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）を明らかにする書類
  - (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類
- 3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。
- 4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。
- 5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。
- （共同申請）
- 第3 この指示の第4から第8まで及び第13に規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか1の者を代表者に選定し、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。
- 2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。
- （敷設の承認等）
- 第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、敷設前に、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。
- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書（第5号様式。以下「協議書」という。）
  - (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
  - (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類
- 2 協議書の有効期限は、協議が調った日から令和5年3月31日までとする。
- 3 委員会は、第1項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとし、その有効期間は、承認を受けた日から令和5年3月31日までとする。
- （敷設の再承認）
- 第5 沖縄海区漁業調整委員会指示3第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和4年6月30日までに申請書を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない
- 2 前項の申請書には、第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれか又はその両方が敷設承認を受けた協議位置（以下「協議位置」という。）から2分以上離れている場合は、第1項の規定により提出する申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならない。
- 4 第4の第3項の規定は、第1項の規定による承認（以下「再承認」という。）について準用する。
- 5 沖縄海区漁業調整委員会指示3第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効

期間を令和4年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

(敷設後の承認)

第6 敷設承認又は再承認を受けた後に次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 令和3年11月1日から令和4年3月31日まで(以下「特例期間」という。)に第4の承認を受けた場合で同年6月30日までに敷設する場合
- (2) 特例期間に浮魚礁の流失を確認し、令和4年6月30日までに敷設する場合(構造及び協議位置に変更がない場合に限る。)
- (3) 第5の再承認を受けた後に浮魚礁の流失を確認し、令和5年3月31日までに敷設する場合(構造及び協議位置に変更がない場合に限る。)
- (4) 浮魚礁の種別(表層、中層及び表中層)の変更を伴わない軽微な浮魚礁の構造変更の場合

2 第4の第3項の規定は、前項の規定による承認(以下「事後承認」という。)について準用する。

(完了届の提出)

第7 浮魚礁を敷設した者(以下「敷設者」という。)は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(流失届の提出)

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届(第7号様式)を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

(協議書の省略)

第9 次に掲げる場合には、協議書の添付を省略することができる。

- (1) 第5の第2項の浮体位置の確認において浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和4年6月に開催される委員会までに承認を受けて、令和5年3月31日までに敷設する場合
- (2) 第6に該当する場合
- (3) 委員会が特に必要と認める場合

(承認の制限、条件等)

第10 敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものは100基、市町村及び漁業協同組合等が敷設するのは150基を限度とする。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付することができる。

(浮魚礁の管理)

第11 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁(中層型浮魚礁を除く。)に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(違反に対する措置)

第12 委員会は、敷設承認又は再承認を受けた者がこの指示に違反していると認めるときは、その決議を経て、敷設承認又は再承認を取り消すものとする。

2 委員会は、その決議を経て、敷設承認、再承認又は事後承認を受けずに敷設された浮魚礁を利用する者に対し、その利用制限を命じることができる。

(浮魚礁の利用)

第13 浮魚礁を利用する者(以下「利用者」という。)は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような協定を締結し、又は協議を調べてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者へ交付したときは、利用者は、操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

**第1号様式 (第2関係)**

加入資格確認申請書		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地		
名称		
(代表者氏名)		
下記のとおり第 ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖繩海区漁業調整委員会指示4第2号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1	法人の種類及び根拠法令 :	
2	構成人員の事業種類 :	
3	添付書類 :	

**第2号様式 (第3関係)**

代表者選定届		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地		
名称		
(代表者氏名)		
浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。		
記		
共同申請名称 :		
代表者	:	所在地
		名称
		(代表者氏名)

**第3号様式 (第4、第5、第6関係)**

浮魚礁敷設承認申請書		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地		
名称		
(代表者氏名)		
下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖繩海区漁業調整委員会指示4第2号に基づき申請します。		
記		
1	承認を受けようとする浮魚礁の名称 :	
2	承認を受けようとする浮魚礁の協議位置 : 北緯	東経
	(年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)	
3	浮魚礁の種類 :	

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

1 承認番号 : 沖調U4第 号

2 承認期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

3 制限又は条件:

(1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。

(2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。

(3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 印

第4号様式 (第4関係)

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設予定なので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 : \_\_\_\_\_

2 敷設予定位置 : 北緯 \_\_\_\_\_ 東経 \_\_\_\_\_

3 共同漁業権の番号: 共同第 \_\_\_\_\_ 号

4 浮魚礁の種類 : \_\_\_\_\_

5 敷設予定日 : 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式 (第4、第5関係)

協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 \_\_\_\_\_ ブロック浮魚礁自主調整協議会  
所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 \_\_\_\_\_ ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置 (世界測地系)	種類	協議理由
	北緯 _____ 東経 _____		

第6号様式 (第7関係)

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :  
2 敷設した日 : 年 月 日  
3 敷設した位置 : 北緯 東経  
4 G P Sの測地系の種類 :  
5 敷設した位置の水深 : m  
6 敷設したロープの長さ : m

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。  
2 次の写真を添付すること。  
(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真  
(2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式 (第8関係)

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :  
2 流失を確認した日 : 年 月 日  
3 敷設した位置 : 北緯 東経  
4 回収の有無 :  
5 流失の原因と今後の対応 :

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。  
2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。  
3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安部又は海上保安署に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式 (第13関係)

承認旗等設定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名)

浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。

注 承認旗等の形状を示すこと。

**沖縄海区漁業調整委員会告示第1号**

沖縄海区漁業調整委員会運営等規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年2月25日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 上 原 亀 一

**沖縄海区漁業調整委員会運営等規程の一部を改正する告示**

沖縄海区漁業調整委員会運営等規程（昭和49年沖縄海区漁業調整委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、法第137条第2項の規定により知事が選任した会長の任期は、選任後の最初の会議の日までとする。

第5条中「及び」を「並びに前条の規定により」に、「並びに」を「及び」に改める。

**附 則**

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1